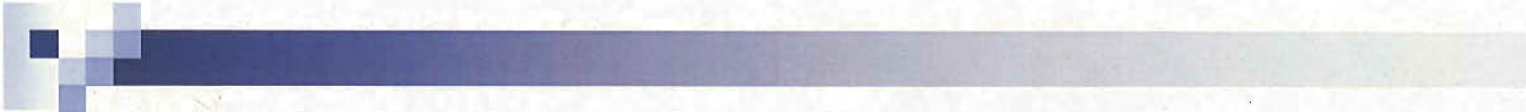


振り込め詐欺救済法における
口座凍結の手続について

全国銀行協会
平成22年1月29日



銀行界における振り込め詐欺救済法への対応

- 振り込め詐欺救済法に係る詳細な手続は、実務を踏まえた銀行界のガイドラインに委ねられる
 - 全国銀行協会では、法の施行(平成20年6月)にあわせ振り込め詐欺救済法に係る「事務取扱手続」を制定し、会員銀行に通達
 - 口座凍結に係る手続についても、事務取扱手続に規定
- 各銀行は、事務取扱手続を踏まえ、行内態勢を整備
- 信用金庫等の各業態でも銀行界と同様の態勢整備

「預金口座等に係る取引の停止等の措置」について


- 法第3条第1項を踏まえ、以下の1～4のいずれかに該当する場合は、すみやかに口座凍結を実施(預金口座に係る取引の停止等の措置)

※ 口座凍結は、口座への入出金双方の停止(解約を含む)

※ 僚店を含め同一名義人の口座がある場合には、利用実態を確認のうえ、必要がある場合には同様の措置を実施

※ 1～4に該当しないケースでも、疑いがあると認められる場合には、個別事例に即して柔軟かつ適切に措置を講ずるよう努める

1. 捜査機関、弁護士会、金融庁および消費生活センターなど公的機関ならびに弁護士、認定司法書士から通報があった場合
2. 被害者から被害の申し出があり、振込が行われたことが確認でき、他の取引の状況や口座名義人との連絡状況から、直ちに口座凍結を行う必要がある場合



「預金口座等に係る取引の停止等の措置」について (続)

3. 口座が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているとの疑いがある、または口座が振り込め詐欺等の犯罪に利用される可能性があるとの情報提供があり、以下のいずれかに該当するとき。
 - (1) 名義人に電話で連絡し、名義人本人から口座を貸与・売却した、紛失した、口座開設の覚えがないとの連絡が取れた場合
 - (2) 複数回・異なる時間帯に名義人に電話で連絡したが、連絡が取れなかった場合
 - (3) 一定期間内に通常的生活口座取引と異なる入出金、または過去の履歴と比較すると異常な入出金が発生している場合

4. 本人確認書類の偽造・変造が発覚した場合